

○熊野町介護予防・ボランティアポイント事業実施要綱

平成30年6月5日

告示第88号

(目的)

第1条 この要綱は、熊野町介護予防・ボランティアポイント事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、一人ひとりの健康の維持・増進や介護予防が促進されるとともに、住民参加による、活力ある地域社会づくりを推進することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 この事業は、介護保険法（平成9年法律123号）第115条の45第1項第1号に規定する介護予防事業として、また、健康増進法（平成14年法律第103号）第2条及び第4条に規定する健康を増進するための事業として実施するものとし、高齢者等がボランティア活動を行った場合や健康づくり・介護予防教室等に参加した場合にポイントを付与し、集めたポイントに対し奨励金及び奨励品（以下「奨励金等」という。）を還元する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ボランティア活動 ボランティア活動団体等で行うボランティア活動
- (2) 健康づくり・介護予防教室等 健康づくり・介護予防を推進するために熊野町(以下「町」という。)が主催する教室等で町長が認めたもの
- (3) ボランティア活動団体等 別表に掲げる団体等でボランティア活動を行う団体及びボランティア活動を受け入れる介護事業所として町長が認めたもの
- (4) スタンプ 第1号及び第2号に規定する活動実績に基づき押印するもので、町が交付したものの

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、町とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業の実施にあたって、適切な事業運営を確保できると町長が認める団体等に事業を委託することができる。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、町内に住所を有し、1月1日現在で満40歳以上の者とする。

(熊野町介護予防・ボランティア手帖の交付)

第6条 前条に規定する対象者がボランティア活動を行い、又は健康づくり・介護予防教室等に参加してポイントを受けようとするときは、介護予防・ボランティア手帖交付申請書（様式第1号）を町長に提出し、熊野町介護予防・ボランティア手帖（以下「手帖」という。）の交付を受けるものとする。

2 町は、前項で手帖の交付を受けた対象者（以下「登録者」という。）を熊野町介護予防・ボランティア手帖交付名簿（様式第2号）に登録し、管理する。

（ボランティア活動団体等の登録等）

第7条 ボランティア活動団体等の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊野町介護予防・ボランティアポイント事業ボランティア活動団体等登録申請書（様式第3号。以下「登録申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、スタンプを押印することができる活動の実施場所は町内に限る。

2 町長は、前項の規定による登録申請書を受理したときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、熊野町介護予防・ボランティアポイント事業ボランティア活動団体等登録等（登録不可・登録取消）決定通知書（様式第4号。以下「登録等決定通知書」という。）により、申請者に通知するとともにスタンプを交付し、町は熊野町介護予防・ボランティアポイント事業ボランティア活動団体等登録名簿（様式第5号。以下「団体等登録名簿」という。）で管理する。

3 前項の審査方法及び基準は、町長が別に定める。

4 町長は、第2項の規定により登録の決定をする場合において、条件を付することができる。

5 ボランティア活動団体等は、登録の決定を受けた後に、活動内容等に変更が生じたとき、又は、活動を中止しようとするときは、速やかに熊野町介護予防・ボランティアポイント事業ボランティア活動団体等変更承認申請書（様式第6号。以下「変更承認申請書」という。）を提出しなければならない。

6 町長は、前項に規定する変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、登録等決定通知書により、申請者に通知するとともに町は団体等登録名簿で管理する。

（ボランティア活動団体等の登録取消）

第8条 町長は、ボランティア活動団体等が不正な行為を行ったと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

2 町長は、ボランティア活動団体等の登録を取り消したときは、登録等決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(ボランティア活動団体等の業務)

第9条 ボランティア活動団体等は、登録者に活動に関する必要事項について、事前の説明及び連絡調整を行わなければならない。

2 ボランティア活動団体等は、登録者のボランティア活動状況を確認した上で、手帖にスタンプを押印するものとし、後日押印は不可とする。ただし、活動内容によりこの限りではない。

3 前項の規定により押印するスタンプの数は2個とし、所定の位置に活動を行った日にちを記載するものとする。1つのボランティア活動団体等で押印できるのは、1人につき、1日2回を限度とする。

4 ボランティア活動団体等は、善良な管理者の注意を持って、スタンプの管理をしなくてはならない。

5 ボランティア活動団体等は、年毎の活動実績を、翌年1月末までに熊野町介護予防・ボランティアポイント事業報告書(様式第7号)により、町に報告するものとする。

6 ボランティア活動団体等は、当該事業に関する町の協力依頼に協力するものとする。

(健康づくり・介護予防教室等への参加)

第10条 町は、登録者が健康づくり・介護予防教室等に参加したときは、手帖にスタンプを押印するものとする。

2 前項の規定により押印するスタンプの数は1個とする。

(ポイントの付与等)

第11条 町長は、手帖に押印されたスタンプ1個につき100ポイントを登録者に付与するものとする。

2 ポイントの付与期間は、毎年1月1日から12月末日の1年間とする。

3 スタンプ及びポイントは、相続又は第三者への譲与、若しくは貸与することはできない。また、ポイント付与期間終了後の翌年に繰り越すことはできない。

4 手帖を紛失、破損した場合は、新たな手帖を交付するものとし、再押印は行わないものとする。

5 手帖の再交付後、紛失した手帖が発見されたことにより手帖に押印されたスタンプが確認できる場合は、スタンプの再押印を行うことができるものとする。

(ポイント交換)

第12条 ポイント付与期間中のポイントは、奨励金等に交換して交付することができるものとする。

2 奨励金等の算定基準は、次の表のとおりとする。

ポイント	奨励金	奨励品
1,000～1,900ポイント	1,000円	1,000ポイント以上の者を対象に奨励品抽選会の参加券を配布
2,000～2,900ポイント	2,000円	
3,000～3,900ポイント	3,000円	
4,000～4,900ポイント	4,000円	
5,000ポイント以上	5,000円	

3 奨励品は、町主催の健康まつり等で行う奨励品抽選会に参加した者の中から抽選により交換することができる。

4 ポイントを利用して奨励金等の交付を受けようとする者（以下「交換申請者」という。）は、熊野町介護予防・ボランティアポイント事業ポイント交換申請書兼奨励金請求書（様式第8号）に手帖を添えて町長に提出しなければならない。

5 町長は、前項の申請があった場合、これを審査し、及び交換申請者の合意に基づいて、介護保険料、住民税及び国民健康保険税、固定資産税、後期高齢者医療保険料等（以下「町税等」という。）の前年度における滞納の有無を調査し、滞納がある場合は、奨励金等は交付しないものとする。

6 町長は、前項の審査及び介護保険料等の調査の結果を、熊野町介護予防・ボランティアポイント事業ポイント奨励金交付決定通知書（様式第9号）により通知し、奨励金等を交付するものとする。

7 奨励金等の交換申請は、ポイント付与期間の翌年1月4日から1月31日の間の開庁日に行わなければならない。期間内に申請がなかったときは、奨励金等に交換する権利は消滅するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に違反する不正、虚偽申告を行った登録者は、その不正等により搾取した債権及び現金について、その金額を町長に返還しなければならない。

(雑則)

第14条 この交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、公布の日から施行する。

(押印するスタンプの数の特例)

第2条 平成30年においては、第9条第3項及び第10条第2項の規定にかかわらず、押印するスタンプの数を2倍とする。

(ポイントの付与期間の特例)

第3条 平成30年においては、第11条第2項の規定にかかわらず、ポイントの付与期間は8月1日から12月末日とする。

別表 (第3条関係)

ボランティア活動団体等	登録要件
ボランティア活動団体	(1) 登録日までに団体の活動期間が1年以上あり、登録日以降も活動継続が可能な団体であること (2) 国及び地方公共団体、熊野町社会福祉協議会等から活動費補助・助成金を受けていないこと（参加者の傷害保険料及び施設使用料のみの補助団体は除く）
介護事業所	(1) 町内に所在する介護保険指定事業所

年 月 日

熊野町長 様

熊野町介護予防・ボランティア手帖交付申請書

熊野町介護予防・ボランティアポイント事業実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり熊野町介護予防・ボランティア手帖交付を申請します。

太枠内の項目について記入してください。

ふりがな		性別	男・女
氏名			
生年月日 (年齢)	年 月 日 () 歳		
住所	〒 熊野町		
電話 (連絡先)	()	—	
	()	—	

町記載欄	No.	
------	-----	--

年 月 日

熊野町長 様

熊野町介護予防・ボランティアポイント事業
ボランティア活動団体等登録申請書

熊野町介護予防・ボランティアポイント事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

団体名			
所在地	〒 熊野町		
代表者名	印	担当者名	
電話番号 (連絡先)		FAX番号	
メールアドレス			
団体の活動 開始年月日	平成 年 月 日	構成員数	人

スタンプ 押印する 活動につ いて	内容			
	対象人数 (40歳以上)	人		
	時期	・毎日 () 日/週 ・ () 日/月 () 日/年 1回あたり () 時間 () 分		
	実施場所			
	年間予定 回数	延べ 回	参加者数	1回あたり約 人

〈添付書類〉ボランティア活動団体等を申請する活動の予定表、団体の定款、規約又は会則、前年度の団体活動実績を記した書類、本年度の団体活動計画を記した書類がある場合。

様式第7号（第9条関係）

熊野町介護予防・ボランティアポイント事業報告書

団体名	
-----	--

※翌年1月末までに報告をお願いします。

※スタンプ押印に関する内容を記入してください。

	活 動 内 容	スタンプ押印数	備 考
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
スタンプ押印数の合計			

対象者人数 (40歳以上)	名 (実人数)
------------------	---------

熊野町介護予防・ボランティアポイント事業ポイント交換申請書
兼奨励金請求書

年 月 日

熊 野 町 長 様

住所 熊野町

氏名 印

電話番号（ ） ー

熊野町介護予防・ボランティアポイント事業実施要綱第12条第4項の規定に基づき、熊野町介護予防・ボランティア手帖を添えて、次のとおりポイントの交換を申請します。

上記申請にあたっては、熊野町住民であることを住民基本台帳で確認されることを了承します。また、熊野町介護予防・ボランティアポイント事業の申請に関して、同事業の対象者要件の確認のため、介護保険料、住民税及び国民健康保険税、固定資産税、後期高齢者医療保険料等（以下「町税等」）の納付状況の確認について同意します。

同意署名： _____

活動実績	ポイント	交換金額	円
------	------	------	---

【奨励金の振込先口座】

金融機関名	銀行・信金・信組・農協
	本店・支店・本所・支所・出張所
口座の種類	普通・当座・その他（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※口座名義人欄は、申請者氏名を記入してください。

様式第9号（第12条関係）

指令熊高第 号
年 月 日

様

熊野町長

熊野町介護予防・ボランティアポイント事業ポイント奨励金

交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、熊野町介護予防・ボランティアポイント交換について、熊野町介護予防・ボランティアポイント事業実施要綱第12条第6項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

番号に○のついている項目があなたの決定内容です。

決 定 内 容	1	申請に基づきその内容を審査した結果、承認することとし、決定金額を交付します。	有効ポイント	_____ポイント
			交付決定金額	金_____円
2	申請に基づきその内容を審査した結果、不承認としたので通知します。	不承認とした理由		